

第 XI 篇 分類と表示のインベントリー

第 1 1 2 条 範囲

本篇は、以下に適用される。

- (a) 登録する対象となる物質
- (b) 指令 67/548/EEC の第 1 条の適用のある物質で、同指令に従って危険性としての分類基準に該当する物質、またそれ自体か、又は関係するならば危険性として調剤の分類に属し、指令 1999/45/EC に規定する濃度限界値を超えて調剤に含まれる物質のいずれかとして上市されるもの

第 1 1 3 条 化学物質庁に通知する義務

1. 第 112 条の範囲のある物質を上市する、いかなる製造者、成形品の生産者及び輸入者並びに製造者、成形品の生産者又は輸入者のグループも、登録の一部として提出していない場合には、第 114 条に従い、インベントリーへの掲載のために、以下の情報を化学物質庁に届け出るものとする。
 - (a) 附属書 VI の 1 節に定める物質を上市することについて責任を有する製造者、成形品の生産者又は輸入者の身元
 - (b) 附属書 VI の 2.1 節から 2.3.4 節までに定める物質の識別
 - (c) 指令 67/548/EEC の第 4 条と第 6 条の適用から生じる物質の有害性分類
 - (d) 指令 67/548/EEC の第 23 条(c)から(f)までの適用から生じる物質の有害性表示
 - (e) 必要に応じて、指令 67/548/EEC の第 4 条(4)及び指令 1999/45/EC の第 4 条から第 7 条までの適用から生じる特定の濃度限界値
2. 第 1 項に基づく義務により同一物質についてインベントリー上で異なる記録事項となる場合には、届出者及び登録者は、インベントリーに一致した記入事項が含まれるよう、あらゆる努力を払わなければならない。
3. 第 1 項にリスト化する情報は、以下の場合は常に、届出者が更新しなければならない。
 - (a) 物質の分類及び表示を変更することで新たな科学的、技術的情報が発生するとき
 - (b) 一つの物質に対し異なる記入事項を掲載している届出者及び登録者が、第 2 項に従って記載事項に合意するとき

第 1 1 4 条 分類と表示のインベントリー

1. 第 113 条(1)に基づき届け出られた情報と登録の一部として提出した情報の両方について、第 113 条(1)に記す情報を列記した分類と表示のインベントリーを、データベースの形式で化学物質

庁が、確立し、維持しなければならない。第 119 条(1)に定めるデータベースの中の情報は、公に利用できるものとする。化学物質庁は、第 29 条(1)に従って物質の情報を提出した届出者及び登録者に対し、インベントリー中の各物質に関する他のデータの利用を認めるものとする。

化学物質庁は、第 113 条(3)に従って更新された情報を受理した場合には、インベントリーを更新しなければならない。

2. 化学物質庁は、第 1 項に記す情報に加えて、必要に応じて、各記録事項について以下の情報を記録しなければならない。
 - (a) 記録事項に関して、指令 67/548/EEC の附属書 I への収載による欧州共同体レベルで調和された分類及び表示があるかどうか
 - (b) 記録事項に関して、第 11 条(1)のような同一物質の登録者間での共同の収載があるかどうか
 - (c) 同一物質に対して、記載事項が、インベントリー中の他の記載事項と異なるかどうか
 - (d) もしあれば、関連する登録番号

第 1 1 5 条 分類及び表示の調和化

1. 通常、2007 年 6 月 1 日から、区分 1、区分 2 又は区分 3 の発がん性、変異原性又は生殖毒性又は呼吸器感作性としての物質については、欧州共同体レベルで調和された分類及び表示を、指令 67/548/EEC の附属書 I に追加しなければならない。また、欧州共同体レベルでの取組の必要性を表明する正当な証拠を提出する場合には、個別の判断で、その他の影響についての調和された分類及び表示を、指令 67/548/EEC の附属書 I に追加することができる。その目的のため、加盟国の権限のある当局は、附属書 XV に従って、調和された分類及び表示について、化学物質庁に提案を提出することができる。
2. リスク評価専門委員会は、関係者にコメントする機会を与え、その提案に対する意見を採択するものとする。化学物質庁は、この意見及びあらゆるコメントを欧州委員会に送付し、欧州委員会は、指令 67/548/EEC の第 4 条(3)に従って決定を下さなければならない。

第 1 1 6 条 移行措置

第 113 条に定める義務は、2010 年 12 月 1 日から適用される。